

## 医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

□当院では、マイナンバーカードによる保険証の利用や問診票等を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。このことにより、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関となっています。

□医療情報・システム基盤整備体制充実加算として、  
初診時に加算 1…4 点（保険証利用した場合）、  
加算 2…2 点（マイナンバーカード利用した場合）  
が加算となります。

□受診した際に、マイナンバーカードによる保険証の確認とともに薬剤情報や特定健診情報、その他必要な情報の取得に同意いただいた方に対しては、その情報を活用し診療を行います。

医療法人 滴水会 吉野病院院長